

# 宮城県公報

行 政  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子ども・家庭支援課)	一
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同)	二
○農用地利用配分計画の認可 (農業振興課)	二
○宮城県畜産試験場の肥育豚等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託 (畜産課)	二
○宮城県畜産試験場の肥育牛等販売に係る生産物売払代金の収納事務の委託 (同)	二
○宮城県畜産試験場の肥育牛等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託 (同)	三
○宮城県畜産試験場の成牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託 (同)	三
○宮城県畜産試験場の成牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託 (同)	三
○宮城県畜産試験場の肉用子牛市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託 (同)	三

ページ

## 規 則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十五号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和四十年宮城県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

十三 政令附則第七条第一項に規定する資金 母子臨時児童扶養等資金

第二条第二項に次の一号を加える。

十三 政令附則第八条第一項に規定する資金 父子臨時児童扶養等資金

第三条第二項中「の保証人」の下に「並びに政令附則第七条第五項の保証人」を加え、同条第三項に次の二号を加える。

十二 母子臨時児童扶養等資金 政令附則第七条第一項各号に該当する者であることを証する書類

十三 父子臨時児童扶養等資金 政令附則第八条第一項各号に該当する者であることを証する書類

第十四条、第十五条第一項及び第二項並びに第十六条中「又は政令第三十八条」を「若しくは政令第三十八条又は政令附則第七條第九項若しくは政令附則第八條第三項」に改める。

様式第一号中「結婚資金」の下に「・母子臨時児童扶養等資金・父子臨時児童扶養等資金」を加える。

附 則

この規則は、令和元年十一月一日から施行する。

## 公 告

○宮城県畜産試験場の肉用子牛販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託 (同) 三

(北部地方振興事務所)

四

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 四

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退 (同) 四

(建築宅地課)

四

○開発行為に関する工事の完了

(同) 四

四

告 示

○宮城県告示第八百四十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和元年九月十九日次の者を指定した。

令和元年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
加藤 量広	脳神経内科	みやぎ県南中核病院	大河原町字西三十八番一号
宗久 雅人	循環器内科	医療法人社団 仙石病院	東松島市赤井字台五十三番地七
服部 弘之	リハビリテーション科	医療法人仁泉会 川崎こころ病院	川崎町大字川内字北川原山七十二番地
木村 俊一	消化器外科	地方独立行政法人宮城県立病院 機構 宮城県立がんセンター	名取市愛鳥塩手字野田山四十七番一号

○宮城県告示第八百四十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和元年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
高橋 望	循環器内科	高橋医院	大崎市古川中里二丁目二番二十五号	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号

○宮城県告示第八百四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和元年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇九一三〇三一	COM'S 多賀城市桜木三丁目四番一号復興パーク内F1二十一号館	就労移行支援	一般社団法人 COM'S	令和元年十月一日

○宮城県告示第八百四十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和元年十月二十三日

○宮城県告示第八百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第百十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育豚等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成三十一年三月十四日次のとおり委託した。

令和元年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一―二―十六

全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日

○宮城県告示第八百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第百十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育豚等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を平成三十一年三月五日次のとおり委託した。

令和元年十月二十三日

一 委託の相手方  
 加美郡色麻町四竈字柺木町十四ー一  
 加美よつば農業協同組合

二 委託期間  
 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日

○宮城県告示第八百五十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育牛等販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成三十一年三月二十六日次のとおり委託した。

令和元年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方  
 仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号  
 仙台中央食肉卸売市場株式会社

二 委託期間  
 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日

○宮城県告示第八百五十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を平成三十一年三月五日次のとおり委託した。

令和元年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方  
 大崎市岩出山下野目字二ツ屋三十九番地  
 いわでやま農業協同組合

二 委託期間  
 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日

○宮城県告示第八百五十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の成牛等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成三十一年四月一日次のとおり委託した。

令和元年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方  
 仙台市青葉区上杉一ー二一十六  
 全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間  
 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日

○宮城県告示第八百五十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の成牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を平成三十一年三月二十六日次のとおり委託した。

令和元年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方  
 加美郡色麻町四竈字柺木町十四ー一  
 加美よつば農業協同組合

二 委託期間  
 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日

○宮城県告示第八百五十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肉用子牛市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成三十一年三月十四日次のとおり委託した。

令和元年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方  
 仙台市青葉区上杉一ー二一十六  
 全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間  
 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日

○宮城県告示第八百五十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の成牛等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成三十一年三月十四日次のとおり委託した。

験場の肉用子牛販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を平成三十一年三月五日次のとおり委託した。

令和元年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

公益社団法人みやぎ農業振興公社

二 委託期間

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日

○宮城県告示第八百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、江合川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和元年十月二十三日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 小 野 和 宏

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和元年十月四日	佐藤 純夫	大崎市田尻大沢字荒町四十三番地	監事
令和元年十月四日	佐藤 多賀典	大崎市古川清水沢字寺前四十四番地	監事
令和元年十月四日	佐野 護	遠田郡美里町荻塚字山王二十四番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和元年十月三日	小野寺 正行	遠田郡美里町荻塚字山王十六番地一	監事
令和元年十月三日	佐藤 純夫	大崎市田尻大沢字荒町四十三番地	監事
令和元年十月三日	笠原 秀一	大崎市古川熊字長清百四十二番地	監事

### 公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和元年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大島調剤薬局	気仙沼市高井二百十五ー二	令和元年十月一日
イオン薬局多賀城店	多賀城市町前四丁目一ー一	令和元年十月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和元年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担 当 する 医療の種類	所 在 地	辞 退 年 月 日
公立黒川病院	整形外科に 関する医療	黒川郡大和町吉岡字西松木六十	令和元年九月三十日
有限会社佐々木薬局	調剤	大崎市古川七日町四ー十	令和元年七月三十一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
柴田郡村田大字村田字石生三百十七番一の一  
部、三百十七番三、三百十七番一の地先の道の一  
地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

部、大字村田字後田四十七番四十九、百六番一の  
一部  
柴田郡村田町大字村田追六  
村田町